

## 北部市場まぐろ・かじき類事故品処理要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年3月28日条例第1号。以下「条例」という。）第59条第1項ただし書及び川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年3月31日規則第36号。以下「規則」という。）第72条の規定に基づき、川崎市中央卸売市場北部市場における卸売業者が卸売をした物品の卸売代金の変更を行う場合の当該物品に係る取扱いのうち、まぐろ類及びかじき類の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(確認手続)

**第2条** 卸売業者は、販売後仲卸業者又は売買参加者からその物品（受託物品又は買付物品）に異状のあることの申し出を受けたときは、市長に申し出て、当日の午前10時までに市長が指定する場所において確認を受けなければならない。

2 確認方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 検査員は、販売後のまぐろ・かじき類の事故品について、条例第59条第1項ただし書の確認を行う際には、卸売業者2社の大物担当者及び事故品であることを申し出た仲卸業者又は売買参加者の計3名の立会いの下、確認を実施し、損敗程度を決定するものとする。なお、損敗程度を決定するにあたり、関係者の意見を聞くことができる。
- (2) 検査員は、卸売業者の大物担当者が作成する事故立会判定票（第1号様式）の内容を確認の上、確認票（第2号様式）を2通作成し、1通を卸売業者に交付するものとする。

(証明書)

**第3条** 証明書の交付については、北部市場事故品処理要領に準じるものとする。

(確認対象基準)

**第4条** 卸売業者が販売後仲卸業者又は売買参加者から申し出のあったものについては、次の各号により受付を行うものとする。

(1) 販売単価の制限

卸売価格が年間を通じて1キログラム当たり130円を超えるもの。

(2) 確認対象物品の制限

ア まぐろ、めばち及びきわだは、半身以上でせりにより卸売をしたものは、せり番号の付いている側を含めて提示すること。

イ かじき類は、事故の部分とせりにより卸売をしたものは、せり番号の付いている部分を提出すること。

(3) 事故の種類

ア 量目の不足

イ とろけ(あずき、さし、ながれ等)

ウ やまい(とろけ以外の魚病)

エ うたれ(内出血、うっ血(しみを含む。))による損傷のはなはだしいもの)

オ いたみ(臭気、しびれの著しいもの)

カ みわれ(かじき類のみ)

キ もり傷等ではなはだしく損傷のあるもの

(減額措置)

**第5条** 確認における損敗程度は、11%以上50%以下の範囲に限るものとし、10%以下の場合、減額の対象とはしないものとする。

2 当初の販売単価に損敗程度の率を乗じた額が100円未満の場合は、その単価は100円として処理するものとする。

3 卸売業者は、前各号により卸売代金を変更した場合、販売原票下付帳を訂正の上、市長に提出し、検印を受けなければならない。

(その他)

**第6条** この要綱で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 北部市場まぐろ・かじき類の事故品処理要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

# 事故立会判定票

.....年.....月.....日

.....様

卸売業者名.....

大物担当者氏名.....(※)

※署名をしてください。

判定の結果は、次のとおり相違ありません。

申出人の氏名 又は名称	
出荷者の氏名 又は名称	
物品番号	
品名	
重量	kg
販売単価(円)	円
事故の種類	
損敗程度の比率	%
立会日時	.....年.....月.....日午.....時.....分 前 後

